

基本的対処方針が変更されたこと等を踏まえ、新たな基本的対処方針に基づく感染症対策の継続的かつ着実な実施と会員企業等への周知徹底をお願いするものです。

事務連絡
令和4年9月8日

日本商工会議所 会頭 三村 明夫 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更について

本日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、新型コロナウイルス感染症対策に関し、現下の感染状況への対応として、「Withコロナに向けた政策の考え方」をとりまとめるとともに（別紙1参照）、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）を変更しました（別紙2及び別紙3参照）。

貴団体におかれましては、「Withコロナに向けた政策の考え方」や変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくとともに、会員企業等への周知徹底と格別の御協力をお願いいたします。

（別紙1）Withコロナに向けた政策の考え方

（別紙2）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和3年11月19日（令和4年9月8日変更）

（別紙3）新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更（新旧対照表）

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室（総括2班）

担当者：武内、入野、鈴木、上田、柴山、伊原

TEL：03-6257-1309

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp